

○中国地方整備局告示第77号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成20年9月16日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 岡山県

第2 事業の種類 一般県道389号吉備津松島線改築工事（岡山県倉敷市日畑字立溝地内から同市日畑字下亀川地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 岡山県倉敷市日畑字下亀川、字オノ町及び字立溝地内  
同県岡山市撫川字国里地内

2 使用の部分 岡山県倉敷市日畑字下亀川及び字オノ町地内  
同県岡山市撫川字国里地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市中撫川地内を起点とし倉敷市日畑地内を終点とする延長約823mの区間を全体計画区間とする一般県道389号吉備津松島線改築工事（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般県道389号吉備津松島線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により岡山県知事が県道に認定した路線であり、岡山県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である岡山県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

・ 得られる公共の利益

本件事業は、本件事業区間を対象として道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第4種第1級の4車線道路として現道拡幅方式により整備するものである。

本路線は、岡山県岡山市吉備津地内の一般国道180号と接続する吉備津神社前交差点を起点に、同県倉敷市松島地内の一般県道162号岡山倉敷線と接続する松島北交差点に至る延長約7kmの路線であり、このうち本件事業区間は、一般県道 242号川入巖井線、都市計画道路富本町三田線、都市計画道路三田五軒屋海岸通線と一体となって岡山市と倉敷市を連絡し、日常生活、産業活動等、地域活力の向上や安全で安心できる暮らしの実現など多面的に地域を支える主要幹線道路としての機能発揮が期待されているが、慢性的な渋滞が生じ主要幹線道路としての機能が著しく損なわれている。

また、岡山市と倉敷市のほぼ中間に位置する倉敷市松島地内には、救命救急センターである川崎医科大学附属病院があり、県下全域を対象とした三次医療施設として機能している。当該病院は、一般県道162号岡山倉敷線の沿線施設であり、岡山市から当該病院へのアクセスは、一般県道162号岡山倉敷線を利用することが最短経路となるが、一般県道162号岡山倉敷線は2車線道路にもかかわらず、日中を通じて混雑状況が著しく、当該病院へのアクセス性を十分に確保することが困難な状況である。さらに、古くから岡山と倉敷の間を連絡する主要幹線道路として供用されていたため、沿線には、店舗、住居等が連担し、交通容量の拡大を図ることは難しい。他のアクセス経路としては一般国道2号經由、本路線経由が考えられるが、一般国道2号も混雑時には著しい速度低下が生じる上、南側を大きく迂回するため、岡山都心部からのアクセス性は低い状況である。

一方、本件事業区間は一般県道162号岡山倉敷線とほぼ並行することから、距離損失も少ない上、本件事業区間を除けば、ほぼ多車線道路で接続されているため、本件事業の施行により大幅に時間短縮されると期待できる。さらに、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画においても、本件事業区間は第一次緊急輸送道路に指定されており、岡山市と倉敷市を多車線道路で直接的に連絡することは、防災観点上、非常に有効であると考えられている。

なお、本件事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、自動車の走行に起因する大気汚染、騒音及び振動について、起業者が既存文献を基に検証を行っている。この結果、大気汚染、騒音及び振動については、環境に対する保全目標を満足するとしている。よって、本件事業の施行に伴う環境への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

- ・ 失われる利益

全体計画区間内の土地に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地等が含まれるが、事前調査においても計画変更を行うほどの重要な遺跡は確認されていないとされている。

このため、本件事業が与える文化財等への影響は極めて小さいものと推測されている。

なお、工事中に遺跡を発見した場合は、文化財保護法に基づき、起業者は工事を中断し岡山県教育委員会に通知する等、適切な処理を行うとされている。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第

75号) 及び岡山県レッドデータブックによる起業地内における稀少動植物について起業者が既存文献を基に確認したが、保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられなかったとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

- ・ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の決定に当たっては、本路線の起終点の位置選定及び起終点間の路線選定について、「事業完了区間及び他の事業との整合」、「周辺道路との整合」、「事業の効率性」、「線形、勾配及び構造物等」の社会的、経済的及び技術的条件について検討し決定された。

起終点の位置選定について、本件事業の起点は、岡山県岡山市中撫川地内の市道川入撫川2号線との交差点を起点とし、終点は本路線の4車線整備済みである同県倉敷市日畑地内の主要地方道73号箕島高松線との交差点に決定されている。

次に本件事業の具体的ルートは、起点から新幹線高架と並行する南側の道路であり、ルートは西側に進み、二級河川足守川を足守川橋梁にて渡河する。

通過後、ルートはさらに直進し、同県倉敷市日畑地内に入り、市道矢部吉備線を立体交差し、市道日畑54号線の一部と並行となり、終点に至るものである。

また、本件事業が都市計画決定された区間のルート及び標準幅員について整合しており、合理的な計画であると判断されている。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

- ・ 事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3・で述べたように、本件事業区間は、一般県道242号川入巖井線、都市計画道路富本町三田線、都市計画道路三田五軒屋海岸通線と一体となって、岡山市と倉敷市を直接的に連絡し、日常生活、産業活動等、地域活力の向上や安全で安心できる暮らしの実現など多面的に地域を支える路線としての機能発揮が期待されているが、都市周辺部の市街地化が低密度で拡大しているため流入交通に起因した慢性的な渋滞が生じ主要幹線道路としての機能が著しく失われている。

また、本路線は、JR山陽新幹線に並走していることから、新幹線高架橋により、視認性が悪く、歩道も狭いことから、常に交通事故の危険性が高く安全性の確保が困難な状況である。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- ・ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認めら

れるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岡山県倉敷市役所、同県岡山市役所